

## 卒業研究における倫理的配慮確認のための手続きについて

本学の研究倫理審査委員会規程第7条には、以下のように定められている。

委員会が審査する対象は、本学の教職員、大学院生が研究責任となって計画する研究、および**指導教員が審査を受ける必要があると判断した学部生が計画する研究**、また学内・学外を問わず本学の学生および教職員を対象として行われる調査・研究とする。

本条に則り、指導教員が研究倫理審査を受ける必要がある場合とは、次のことをいう。

- (1) 学外の対象に調査を行う。
- (2) 外部の公表を検討している。
- (3) その他、指導教員が倫理的判断に懸念がある場合。

※ いずれかに該当する場合には、指導教員は、当該研究の責任者として、定例の審査会に申請書を提出してください。

※ 研究倫理審査を受けた卒業研究は、日本赤十字九州国際看護大学における研究データの保存・管理・破棄に関する手順書に則り、研究データ保存の責務を果たさなければなりません。手順書を確認し、手続きを行ってください。

なお、指導する教員が通常倫理審査申請は必要ないと判断する学内の対象に調査する場合には、卒業研究における研究倫理的配慮確認届(別添1)を研究倫理審査委員会に提出する。その際には、学生とともに研究倫理に関する理解を確認してください(別添1内のチェック項目)。

当該届については、研究倫理審査委員会において確認を行うが、その際、研究倫理審査委員会より、受審する必要性があると判断された場合には、指導教員は研究倫理審査申請を行わなければならない。

別添 1

### 卒業研究における研究倫理的配慮確認届

届出者： \_\_\_\_\_

届出日： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

研究題名： \_\_\_\_\_

研究遂行者： \_\_\_\_\_ 学籍番号 \_\_\_\_\_

概要：

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 対象者（学外でないこと） |                             |
| 対象者の選定条件と数   |                             |
| 研究方法         |                             |
| 想定しうるリスクと対策  |                             |
| 利益相反         | 無 有 （いずれかに○をつける）            |
| 公表の場         | 卒業研究および抄録のみ 外部 （いずれかに○をつける） |

以上のことから私は、研究倫理的配慮確認届の提出について判断しました。

倫理教育について：私は、以下の事柄につき、研究遂行者と確認をし、留意して行います。

確実にを行う項目について□を■に塗りつぶし、該当しない場合は□の中にXをつけてください。

- 1. 厚生労働省・文部科学省・経済産業省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、日本看護協会「看護者の倫理綱領」および「看護研究における倫理指針」等の最新版を、研究を計画している学生に熟読させる及び研究倫理委員会の案内している研究倫理研修動画を必ず視聴させ、本学の研究倫理審査チェックリストを示して、研究倫理審査について十分な理解を得させる。
- 2. 調査等を行う場合は、現物の「説明書」と「同意書」「同意撤回書」「インタビューガイド」など、必要な書類を学生に作成させた上で、本学の研究審査チェックリストに基づいて現物を点検する。
- 3. 学生が行う調査、実験などに際して可能な限り、立ち会う。ただし、教員が立ち会うことで対象者の心理的負担（研究への参加義務感や緊張感など）が生じるリスクが高まる場合はその限りでない。
- 4. 被験者・研究協力者からの連絡や問い合わせが受けられる態勢を取り、それを行う旨を学生の用いる説明書等に明示し、連絡や問い合わせがあった場合には誠実かつ確実に対応する。
- 5. 収集したデータ、資料の保管と廃棄等の取扱いを適切に行うように学生に指導し、適切な処置を行ったかどうかを確認する。
- 6. 調査等を行った結果を確実に研究報告としてまとめ、今後の進展に生かすとともに希望があれば研究報告を協力者に送付するよう学生に指導する。